

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	
○ 土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を解除する件	四〇七
○ 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	四〇七
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	四〇七
○ 道路の区域を変更する件	四〇〇
○ 道路の供用を開始する件	四〇一
○ 土砂災害警戒区域の指定を解除する件二件	四〇一
○ 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	四〇一
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	四〇一
○ 公有水面埋立ての免許に係る出願事項の変更を許可した件	四〇九
○ 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件	四〇〇
○ 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件	四〇〇
公告	
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件	四〇二
○ 一般競争入札を行う件	四〇二

告 示

福島県告示第五百二十三号
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 法第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定の一部を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域
 田村市大越町上大越字後原一〇番、一〇番二四、一〇番五〇及び一七番の各一部

で次の図に示す区域

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 なし

3 講じられた指示措置等

一 土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

二 法第十一条第二項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域の指定の一部を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域
 田村市大越町上大越字後原一〇番、一〇番二四及び一七番の各一部のうち次の図に示す区域

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 なし

(二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
 （水・大気環境課）

福島県告示第五百二十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		住所又は所在地	貸借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
佐藤 富二	福島市飯坂町平野字 竈内前一〇―一二	福島市大笹生字五郎内一八ほか二筆	
佐藤 榮三	伊達郡桑折町大字下 郡字館西一二	伊達郡桑折町大字下郡字街道南一七ほか九筆	
樺園芸 株式会社	郡山市田村町川曲字 牛骨五〇	郡山市中田町赤沼字中井田三〇二―一ほか八筆	
株式会社 JA めぐりサポ― トいしかわ	石川郡石川町字当町 一〇九―八	石川郡石川町大字沢井字十三塚五〇ほか十筆	
遠藤 弘人	白河市東下野出島字 坂口三二一	白河市東下野出島字新坂本八六	
菊地 利春	白河市東下野出島字 坂口三二二	白河市東下野出島字新坂本四八―一二ほか二十筆	
佐久間 義浩	白河市東下野出島字 石舟八四	白河市東下野出島字新坂本二三ほか一筆	
佐久間 三郎	白河市東下野出島字 髪内一九一	白河市東下野出島字新坂本一ほか六筆	
佐久間 正己	白河市東下野出島字 坂本一八	白河市東下野出島字新坂本六八ほか七筆	
小川 光生	白河市東下野出島字 大久保五五	白河市東下野出島字新坂本八〇	
藤田 和浩	白河市東下野出島字 石原二一	白河市東下野出島字新坂本四二ほか二筆	

農事組合法人 深渡戸アグリ21	白河市表郷深渡戸字 森前二八	白河市表郷河東田字作田四―一ほか四筆
小林 道夫	白河市表郷高木字上 宿七〇	白河市表郷梁森字沖田四ほか四筆
根本 英雄	白河市表郷番沢字漆 方二	白河市表郷番沢字大河内一〇―一二ほか一筆
農事組合法人 鶴生ライス グロウイング	西白河郡西郷村大字 鶴生字上道八七	西白河郡西郷村大字小田倉字稗返四一―一ほか三筆
高久 和一	西白河郡矢吹町中畑 三六〇	西白河郡矢吹町国神四三
農事組合法人 会津ひらつか農園	会津若松市高野町平 塚一〇	会津若松市高野町橋本木流六八ほか八筆
福原 久	会津若松市河東町広 野字北高野一五	会津若松市河東町広野字村北八ほか一筆
小沼 英二	会津若松市神指町下 神指二三	会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂二六―一ほか十筆
梶内 正信	会津若松市河東町八 田字八田野一六五	会津若松市河東町八田字八田野五三四ほか六筆
折笠 康裕	会津若松市河東町八 田字八田野三三〇	会津若松市河東町八田字前田一二ほか二筆
渡部 修	会津若松市河東町八 田字八田野二五七	会津若松市河東町八田字道下三八
株式会社 渡部ふぁーむ	喜多方市関柴町下柴 字上小松一七四〇	喜多方市熊倉町熊倉字熊倉下八二―一ほか十筆

磯部 隆顕	喜多方市熊倉町熊倉 字下川原二九八一	喜多方市熊倉町熊倉字熊倉下七一―二 ほか三筆
安部 一夫	喜多方市豊川町一井 字五百苅一三四一	喜多方市豊川町一井字千苅一五四―一 ほか八筆
古山 敬之	喜多方市豊川町一井 字才ノ神九八八	喜多方市豊川町一井字八百苅七七六ほか 二筆
森山 恒人	喜多方市塩川町窪字 館一一七一	喜多方市塩川町小府根字向川原四三― 一ほか三筆
小檜山 琢也	喜多方市岩月町樫野 字菅原一三九三―一 九	喜多方市関柴町関柴字関柴一五〇ほか 八筆
渡部 廣喜	喜多方市岩月町喜多 方字稲村八九五	喜多方市岩月町大都字宮前一三ほか七 筆
安部 嘉之	耶麻郡猪苗代町大字 山瀉字山瀉二四六二	耶麻郡猪苗代町大字山瀉字山瀉東八五― 二ほか三十一筆
五十嵐 巖	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字白谷地道三四 七七	耶麻郡猪苗代町大字八幡字堰上二七ほか 九筆
五十嵐 英人	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字白谷地道三四 八九	耶麻郡猪苗代町大字八幡字堰上二ほか 一筆
大久保 春雄	耶麻郡猪苗代町大字 山瀉字空窪前一〇一 六	耶麻郡猪苗代町大字山瀉字山瀉北五三
神 信子	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字白津四三七三	耶麻郡猪苗代町大字八幡字堰上一五ほか 二筆
佐藤 幸成	耶麻郡猪苗代町大字	耶麻郡猪苗代町大字八幡字堰上七ほか

二瓶 芳雄	耶麻郡猪苗代町大字 金田字金曲五三	耶麻郡猪苗代町大字金田字新前浜三一 一ほか七筆
農事組合法人 釜井ファーム リーファーム	耶麻郡猪苗代町大字 長田字釜井三二三	耶麻郡猪苗代町大字長田字家西二七一 一ほか九十六筆
古川 孝一	耶麻郡猪苗代町大字 蚕養字小水沢甲二七 一二	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字蚕養二八二 ほか三筆
本多 武	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字堤一一一五	耶麻郡猪苗代町大字八幡字堰下一七ほか 六筆
六角 好光	耶麻郡猪苗代町大字 山瀉字宮ノ前一三九 五	耶麻郡猪苗代町大字山瀉字山瀉北三九
グリーン・リー 株式会社	南相馬市原町区上太 田字内堀子一二二	南相馬市原町区上太田字内堀子三二六 ほか六十九筆
根本 俊男	いわき市平赤井字窪 田一八	いわき市平赤井字一の町四六一―四ほか 八筆
羽賀 義直	いわき市平赤井字御 代内七	いわき市平赤井字三の町六一―一ほか 一筆
細谷 弘幸	いわき市平赤井字常 住一四一―〇	いわき市平赤井字三の町一八ほか四十 八筆
藁谷 昭夫	いわき市三和町渡戸 字宿四五―一	いわき市平赤井字三の町一六一―一ほか 九筆
和田 正人	いわき市四倉町長友 字済戸七三	いわき市平赤井字一の町三ほか二十三 筆
三本松 喜良	石川郡平田村大字下	いわき市三和町下市萱字片岸三二九ほか

大平 隆雄	蓬田字関根一〇	か二十五筆
いわき市小川町塩田字塩沢一七	いわき市平上平窪字富岡一〇八ほか二筆	
鈴木 忠夫	いわき市平下神谷字沢帯六二	いわき市平下神谷字北大坂五四ほか十五筆
株式会社 グリーンカルチャー	南会津郡南会津町和泉田字十ヶ島四一	南会津郡南会津町和泉田字欠間二二ほか二筆
五十嵐 公良	南会津郡南会津町和泉田字福田一〇四〇一	南会津郡南会津町和泉田字根岸浦七ほか一筆
坂内 伸二	南会津郡南会津町和泉田字榎場五五六六一	南会津郡南会津町和泉田字森戸二八
萩原 昌明	南会津郡南会津町山口字北原三〇二二一一	南会津郡南会津町山口一時利用地九ほか二筆
月田 昌一	南会津郡南会津町山口字台二七三七	南会津郡南会津町山口一時利用地一三ほか一筆
土橋 克由	南会津郡南会津町木伏字西居平一〇五一	南会津郡南会津町木伏字壇ノ下七
星 良幸	南会津郡南会津町青柳字上八田四五三	南会津郡南会津町大新田字鶴ノ瀬二二

二 認可年月日
平成二十九年七月二十八日

(農業担い手課)

福島県告示第五百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 豊田興右エ門 吉田夏吉 吉田政吉 吉田竹千代 吉田浅次郎 根本益吉 佐藤寅松 佐藤松太郎 佐藤辰五郎 佐藤馬次郎 糟谷彦吉 箱崎藤八 丹野太二馬 丹野與惣次 丹野藤一 大友久太郎 大友文治 大谷忠藏 大谷沢芳 中村福太郎 鳥居斌 田子谷兼松 渡辺久太郎 渡辺亀男 渡辺他人 渡辺兵左エ門 渡辺喜久治 渡辺国之助 渡辺好松 渡辺幸之助 渡辺熊太郎 半井久平 半井清一 片寄善助 豊田作太郎 豊田清吉 豊田藤太郎 豊田刃松 熊谷卯之松 熊谷定直 熊谷熊次郎 熊谷芳松 熊谷鉄太郎 桶田初太郎 柳葉伊勢松 柳葉善之助 柳葉安太郎 柳葉幸 柳葉春吉 柳葉藤八 鈴木一夫 鈴木久五郎 鈴木八右エ門 鈴木兼松 鈴木善次 鈴木太郎 鈴木寅松 鈴木己之松 鈴木庄太郎 鈴木弥一郎 鈴木政次郎 鈴木文吾 鈴木浜次郎 鈴木清光 鈴木清治郎 鈴木漁藏 鈴木萬吉 鈴木重徳 鈴木馬次郎 渡辺兵太郎 豊田清義 鈴木直吉 豊田豊 一村共有者惣代豊田藤次郎
- 二 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年福島県告示第四百五十二号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本	二本松市油井字福岡四	変更前 の変更後 の別	七・〇	一七三・八

松安達線	三四番三地先から 同 市油井字油井町 一九六番地先まで	変更後	九・二 七・五 一八・〇	一七三・八
------	-----------------------------------	-----	--------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第五百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道豊間四倉線	いわき市四倉町上仁井田字東山一 三四番七地先から 同 市四倉町上仁井田字東山一 三四番七地先まで	平成二十九年七月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第五百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
芦田塚	須賀川市芦田塚	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第五百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九号)による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
天神町	白河市天神町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中ノ内沢1	いわき市三和町合戸字中ノ内	土石流	
柳町沢	同 市平豊間字柳町	土石流	

(砂防課)

福島県告示第五百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
芦田塚	須賀川市芦田塚	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天神町	白河市天神町	急傾斜地の崩壊	

中ノ内沢1	いわき市三和町合戸字中ノ内	土石流
-------	---------------	-----

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所にて備え置いて縦覧に供する。
(砂 防 課)

福島県告示第五百三十一号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十九年七月二十八日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
湯名後田	石川郡浅川町大字山白石字湯名後田	土石流	次の図のとおり
長戸2	同 郡同 町大字里白石字長戸	土石流	
戸屋入	同 郡同 町大字畑田字戸屋入	土石流	
雲五郎下	同 郡同 町大字中里字雲五郎下	土石流	
内畑2	同 郡同 町大字松野入字内畑	土石流	
城山	同 郡同 町大字浅川字城山	土石流	
山根	同 郡同 町大字浅川字茱萸ヶ沢	土石流	
下野内	同 郡同 町大字大草字下野内	土石流	
板倉	同 郡同 町大字大草字板倉	土石流	

板倉前	同 郡同 町大字大草字板倉前	土石流
弥五郎内	同 郡同 町大字大草字弥五郎内	土石流
木ノ内前沢3号	西白河郡泉崎村大字関和久字木ノ内山	土石流
滝ノ沢	東白河郡矢祭町大字関岡字滝ノ沢	土石流
前沢	郡瑞町大字川上字中根	土石流
中沢2号	郡同町大字植田字前ノ内	土石流
中稲沢	郡同町大字台宿字中稲沢	土石流
中稲沢2号	郡同町大字台宿字中稲沢	土石流
入ノ沢	郡同町大字台宿字中稲沢	土石流
上ノ台沢	郡同町大字上石井字上ノ台	土石流
広瀬沢	郡同町大字板庭字広瀬	土石流
観音前沢	郡同町大字西河内字観音前	土石流
水口平沢	郡同町大字東河内字水口平	土石流
出戸沢	郡同町大字東河内字出戸	土石流
権現沢	郡同町大字東河内字権現	土石流
北沢川	郡同町大字常世中野字北沢	土石流

藪ノ上沢1	五味沢2	五味沢1	ナツチャミ 沢	西向沢	荻沢5	荻沢4	荻沢3	志田名沢4	志田名沢3	志田名沢2	志田名沢1	千本の沢	山下谷沢2	山下谷沢1	山下谷沢	柿木平沢	小田代沢	大畑沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市川前町下桶売字藪ノ上	市川前町下桶売字五味沢	市川前町下桶売字五味沢	市川前町下桶売字五味沢	市川前町下桶売字西向	市川前町下桶売字荻	市川前町下桶売字荻	市川前町下桶売字荻	市川前町下桶売字志田名	市川前町下桶売字志田名	市川前町下桶売字志田名	市川前町下桶売字志田名	市川前町下桶売字高部	市川前町川前字沖流	市川前町川前字沖流	市川前町川前字沖流	市川前町川前字柿木平	市川前町川前字小田代	市小川町塩田字平石
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

搦目1号	土武塚	藤沢山2号	合戦坂	蟹内	天神町	松山	余郷根	下堀	城山	美谷田	花畑	高梨沢	曲屋	芦田塚	天王川1	東山沢1	辰ノ口沢	小野田沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市大搦目	市土武塚	市藤沢山	市合戦坂	市板橋蟹内	白河市天神町	同郡同町大字福貴作字松山	同郡同町大字松野入字余郷根	同郡同町大字中里字十二代	同郡同町大字浅川字城山	同郡同町大字畑田字美谷田	同郡同町大字畑田字花畑	同郡同町大字里白石字高梨沢	石川郡浅川町大字山白石字宮下	須賀川市芦田塚	市遠野町入遠野字天王	市遠野町入遠野字東山	市常磐上湯長谷町辰ノ口	市常磐上湯長谷町嶽道
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流						

折戸	生袋	遠ノ木	下り藤	仲川	前ノ内	坊主畑	東平	松田	木ノ内山	木ノ内	中山	堤山	滝ノ尻	流石久保	搦目山2号	搦目山1号	搦目2号
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡同町大字真名畑字折戸	郡同町大字片貝字生袋	郡同町大字大蔵字遠ノ木	郡同町大字大蔵字下り藤	郡同町大字大蔵字仲川	郡同町大字植田字前ノ内	郡同町大字那倉字坊主畑	郡同町大字川上字東平	東白川郡塙町大字西河内字松田	同ノ内 郡同 村大字関和久字木	西白河郡泉崎村大字関和久字木ノ内山	同 市双石中山	同 市双石堤山	同 市双石滝ノ尻	同 市双石流石久保	同 市大搦目山	同 市大搦目山	同 市大搦目
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

鎌田	上ノ台	上ノ町	田中	中稲沢	仲岡	田代	塩ノ沢	大塩	大滝	下大作1号	下大作2号
同	同	同	同	同	同	同	上	同	同	同	同
郡同町大字真名畑字鎌田	郡同町大字上石井字上ノ台	郡同町大字山形字上ノ町	郡同町大字西河内字田中	郡同町大字台宿字中稲沢	郡同町大字上渋井字仲岡	会津若松市湊町大字原字田代	耶麻郡北塩原村大字大塩字湯ノ上	同 郡同 村大字大塩字大塩	同 郡西会津町下谷字大滝	同 郡猪苗代町大字三郷字下大	同 郡同 町大字三郷字下大
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

福島県告示第五百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条の二第一項の規定により、公有水面埋立ての免許に係る出願事項の変更について、次のとおり許可した。
平成二十九年七月二十八日

（小名浜港港湾管理者 代表者）
福島県知事 内 堀 雅 雄

一 許可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

名称 福島県
事務所所在地 福島県福島市杉妻町二番一六号
代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄

二 免許の年月日
平成十年一月二十二日

三 許可の年月日
平成二十九年七月十三日

四 変更事項

1 区域

(変更なし)

2 面積

(変更なし)

3 埋立地の用途及び規模

(変更前)

ふ頭用地

保管施設用地

緑地

道路用地

(変更後)

ふ頭用地

保管施設用地

緑地

道路用地

(港 湾 課)

福島県告示第五百三十三号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第九項の規定により、双葉都市計画の変更に係る双葉都市計画に定めるべき事項が記載された双葉町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 変更がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 双葉都市計画道路

2 名称 三・五・六号長塚中野復興シンボルロード

二 都市計画の変更を定めた土地の区域

新たに都市計画に含まれた土地の区域

双葉郡双葉町のうち大字長塚字原田、字越田、字町西、字町、字町東、字観音堂

及び字谷沢町の各一部の区域並びに大字中野字深町、字館ノ内、字塚ノ前、字竹ノ花、字堂ノ前、字高田、字谷地前及び字羽山前の各一部の区域

三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第五百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 南会津町

(変更前)

田島都市計画下水道事業(南会津町公
共下水道)

(変更後)

南会津都市計画下水道事業(南会津町
公共下水道)

二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業認可の年月日 平成四年十一月二十四日

四 事業施行期間 (変更前) 平成四年十一月二十四日から平成三十一年三月三十一日まで
(変更後) 平成四年十一月二十四日から平成三十五年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(下水道課)

福島県告示第五百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 伊達市

二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業(伊達市公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十三年九月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで
(変更後) 昭和六十三年九月二十七日から平成三十四年三月三十一日まで
一日まで(平成二十九年四月一日から同年七月二十七日

五 事業地 取用の部分 変更なし (までの期間を除く。)

使用の部分

都市計画事業の変更を認可した件(平成二十四年
福島県告示第六十四号)の事業地のうち伊達市保原町字早稲
田及び梁川町八幡字宮下の各一部の区域を加える。
同事業地のうち同市保原町字千刈及び字京門並びに梁川町字
下川原及び字山城館の各一部の区域を変更する。
(下水道課)

公 告

公告第六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十九年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
安達土地改良区
退任した役員
氏名
役別
理事 菅沢 憲藏

住所

二本松市油井字証摺屋敷六番地

(農村計画課)

公告第168号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年7月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン(福島県警察用) 754台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年2月28日(水)
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年8月31日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格

- の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成29年7月28日（金）から同年8月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び同月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
(2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年8月7日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課入札室
(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年9月21日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課入札室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Fukushima police) 754 units
(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 21 September 2017
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 20 September 2017
(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)